

第208回 障害者地域生活支援研究会のお誘い

地域福祉権利擁護事業と 成年後見制度について ～これまでの取り組みから～

判断能力が十分でない方々の権利を守り、地域での安心した暮らしを支えるための制度として、平成11年10月に「地域福祉権利擁護事業（現：日常生活自立支援事業）」が、平成12年4月から「成年後見制度」が実施されました。それまでにも禁治産や準禁治産の制度がありましたが、対象者が限定されるなどあまり利用が広がっていない現状にありました。また、高齢化が進み悪徳商法の被害が増大するなどしたため、新たな体制整備が求められ、この地域福祉権利擁護事業や成年後見制度が始まりました。

今回は、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の概要や利用の仕方など、基本的なことも含めてお話し頂きます。必要な時にこの事業や制度を活用できるよう、是非ご参加をお待ちしております。どうぞ宜しくお願いします。

【発言者】

杉本 真奈美 氏（権利擁護・市民後見センター「らいと」次長）
安部 裕一 氏（北九州成年後見センター「みると」次長）

【進行】

佐々木 元彦（北九州市障害者基幹相談支援センター）
石丸 美穂（北九州市障害者基幹相談支援センター）

日 時：平成27年10月15日(木) 18:30～20:30

会 場：**総合保健福祉センター（アシスト 21） 2階講堂**
(小倉北区馬借1-7-1)

参加費：無 料

◎障害のある人で、情報保障
(手話、要約筆記等)が必要な
場合は事前にお知らせください。

【お問い合わせ】

北九州市障害者自立支援協議会
(事務局)

北九州市障害者基幹相談支援センター
北九州市戸畑区汐井町 1-6 ウェルとばた 6階
TEL:093-861-3045 FAX:093-861-3095